

建設工事指名業者選定基準

東埼玉資源環境組合が発注する建設工事に関し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第7条第1項第3号の規定に基づき、指名業者選定基準を下記のとおり公表します。

1 指名業者の要件

- (1) 東埼玉資源環境組合建設工事入札参加資格に関する規則（平成元年規則第3号）第2条及び東埼玉資源環境組合建設工事共同企業体取扱要綱（平成27年告示第10号）第9条の規定により資格を決定された方
- (2) 当該工事を施工できる業種に該当する方
- (3) 東埼玉資源環境組合業者指名委員会規則（平成元年規則第4号）第3条の規定に基づき選定することができる方

2 指名業者として選定することができない方

- (1) 東埼玉資源環境組合の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年告示第12号）に基づく指名停止期間中である方
- (2) 主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である方
- (3) 下請代金の支払い遅延、特定資材等の購入強制等下請契約関係について、関係行政機関等の情報から不相当であると認められる方
- (4) 組合発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している方
- (5) 労働関係等の問題について、労働基準局等からの通報が組合に対してあり、これに対する改善を行わない状態が継続している方

3 選定の方法

指名業者を選定する場合は、次に掲げる指名基準項目を総合的に勘案し、選定します。

- (1) 経営状況
- (2) 技術・設備状況
- (3) 工事成績の状況
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事からみた施工能力
- (6) 当該工事の施工に対する技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況
- (9) その他

※ 当該工事の技術的条件、自然・地形的条件、周辺環境条件又は緊急性等からみて、必要があると認められる場合は、他に適当な方を選定します。